

# 大阪府営業時間短縮協力金の自主返還について

不支給決定がされた案件については、既に支給済の協力金についても見直しを行います。その結果、不支給決定と同じ理由により支給要件が欠如しているものについては、返還を求めることとなります。

なお、大阪府が不正受給と判定したものについては過去の支給分の返還に加えて違約金を上乗せすることがありますが、ご自身が支給要件に合致していると思って申請し、誤って受給された方や不支給決定により支給要件の欠如を知った方については、自主返還していただくことで、原則として違約金は請求しません。

詳細については、返還コールセンターまでお問合せください。

## 自主返還の方法

下記の書類をメール又は郵送により提出してください。折り返し、返還額を記載した納付書を送付しますので、期限内(納付書発行日から20日以内)に金融機関でお支払ください。

[支給の要件を満たしていなかった場合]

- ・「協力金支給要件欠如届出書」に必要事項を記入して提出してください。

[申請に支給対象でない売上や期間等が含まれていた場合]

- ・「協力金申請内容訂正届出書」に必要事項を記入して提出してください。

提出先 〒559-8555

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎

商工労働部 協力金推進室

大阪府営業時間短縮協力金申請事務局 (返還担当)あて

メール [jitan-henkan@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:jitan-henkan@gbox.pref.osaka.lg.jp)

※記入用紙はこちらからもダウンロードできます。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyouryokukin/henkan/index.html>

## 返還コールセンター

受付時間：10時00分～17時00分（土日祝日を除く月曜日～金曜日）

直通番号：070-1530-7097 又は 080-7151-6049（通話料がかかります）